

災害援護資金の貸付

☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 23-6012

震災により負傷または住居、家財の損害を受けた世帯を支援するため、生活の建て直しのための資金を貸し付けします。

◆対象者および貸付限度額

対象者	貸付限度額	
世帯主に1カ月以上の負傷がある場合	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊・大規模半壊 ※特別な事情がある場合	270万円 (350万円)
世帯主に1カ月以上の負傷がない場合	エ 住居の全壊	350万円
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊・大規模半壊 ※特別な事情がある場合	170万円 (250万円)
	ウ 住居の全壊 ※特別な事情がある場合	250万円 (350万円)

※特別な事情とは、被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さなければならない場合などのことです。

◆融資の条件

貸付利率	連帯保証人をたてる場合 無利子 連帯保証人をたてない場合 年1.5%
据置利率	6年(※特別な事情がある場合8年)
償還期間	13年以内(据置期間を含む)

※特別な事情とは、被災して世帯主が死亡、住居が全壊、市民税非課税世帯などのことです。

◆所得制限

世帯人数	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

◆貸付決定までに必要な書類

- 1 災害援護資金借入申込書(所定のもの)
 - 2 調査同意書(所定のもの)
 - 3 り災証明書(住居に半壊以上の被害がある場合)
 - 4 診断書(世帯主に1カ月以上の負傷がある場合)
- ※被災の状況等により、被災証明書等の書類の提出をお願いする場合があります。受付後、提出書類を精査のうえ、必要に応じて調査を行います。

◆申込

社会福祉課(市役所西庁舎2階)または各総合支所 保健福祉課



生活復興支援資金による貸付

☎ 大崎市社会福祉協議会 ☎ 21-0550

震災で被害を受けた低所得世帯を対象に、目的に応じて資金の貸し付けを行います。

◆融資の内容

	一時生活支援費	生活再建費	住宅補修費
用途の目的	生活の復興のために必要となる当面の生活資金	住居の移転費、家財道具などの購入に必要な費用	住宅補修に必要な費用
限度額	20万円/月 最長6カ月 ※ただし単身世帯の場合は15万円/月	80万円以内	250万円以内
据置期間	最終貸付日から2年以内(無利子)		
返済期間	据置期間後20年以内(貸付金額に応じて設定)		
貸付利率	連帯保証人をたてた場合 無利子 連帯保証人をたてない場合 年1.5%		

◆必要書類

- 1 本人を確認する証明書(運転免許証、健康保険証・年金証書など)
- 2 住民票(3カ月以内に発行された住民票の原本)
- 3 世帯員全員の平成23年度課税証明書、平成22年分源泉証明書など世帯の収入状況が確認できるもの
- 4 生活困窮となったことが明らかになる書類
- 5 被災したことが確認できるもの(り災証明書)
- 6 生活再建費および住宅補修費の場合は、見積書などの費用が確認できるもの(後日受領書の提示が必要)

◆申込

大崎市社会福祉協議会の各支所



災害復興宅地融資

☎ 独立行政法人住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎ 0120-086-353

独立行政法人住宅金融支援機構では、住宅に被害がなく、宅地にのみ被害を受けた宅地の所有者が、その宅地を補修する場合に受けられる融資です。ただし、災害復興住宅融資(次項)との併用はできません。

◆融資の内容

	基本融資額	特例加算
限度額	390万円	200万円
据置期間	1年以内(返済期間の内)	
返済期間	20年以内	

被災住宅復旧のための災害復興住宅融資

☎ 独立行政法人住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎ 0120-086-353

独立行政法人住宅金融支援機構では、被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金を融資します。

◆制度の概要

原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

①建設資金

区分		融資限度額
基本融資	耐火・準耐火・木造(耐久性)	1,460万円
	木造住宅(一般)	1,400万円
特例加算(一般分)		450万円
土地取得費		970万円
整地費		380万円

②新築購入資金

区分		融資限度額
基本融資	耐火・準耐火・木造(耐久性)	2,430万円
	木造住宅(一般)	2,370万円
特例加算(一般分)		450万円
土地取得費		970万円

※返済期間、金利など詳しくは、独立行政法人住宅金融支援機構にお問い合わせください。

◆申込

借入申込関係書類を住宅金融支援機構へ郵送することにより申し込みができます(随時受け付けています)。詳細は、住宅金融支援機構ウェブサイト(<http://www.jhf.go.jp/>)で確認してください。

③中古住宅の購入

区分	融資限度額		
	リユース	リユースプラス	
基本融資 構造等	耐火・準耐火・木造(耐久性)	2,130万円	2,430万円
	木造住宅(一般)	1,920万円	-
特例加算(一般分)		450万円	
土地取得費		970万円	

④補修資金

住宅の構造	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火・準耐火	640万円	380万円	380万円
木造	590万円		

※返済期間、金利など詳しくは、独立行政法人住宅金融支援機構にお問い合わせください。

◆対象

自分が居住するために住宅を建設する人で、住宅が「全壊」の「り災証明書」を受けた人が対象です(住宅が「大規模半壊」または「半壊」の場合でも一定の条件を満たせば、対象となります)。

◆申込受付期間

「り災証明書」に記載される「り災日」から2年経過日を受付の終期とします。

◆申込

借入申込関係書類を住宅金融支援機構へ郵送することにより申し込みができます(随時受け付けています)。詳細は、住宅金融支援機構ウェブサイト(<http://www.jhf.go.jp/>)で確認してください。